

ISO9001活用工事における実施要項

1. 本工事は、設計図書においてISO9001認証を取得している受注者の品質マネジメントシステムを活用した監督業務等の取扱い（以下「ISO9001活用」という。）の対象工事である。

ただし、低入札価格調査の対象となった場合及び監督強化価格を下回る価格で契約した場合を除くものとする。

2. 適用

- (1) JISQ9001（ISO9001）認証を取得している受注者が、契約締結後に申請し発注者の承認を受けた場合、本項の規定に従ってISO9001活用を行う工事として実施することができる。

- (2) 次に掲げる場合においては、この取扱いを中止し、通常の監督業務を実施する。

- ① JISQ9001（ISO9001）の認証が取り消された場合、又はその維持が困難と見込まれる場合。

- ② 受注者の検査記録及び品質マネジメントシステムの運用状況に関して不適合が多いと認められた場合。

- (3) 受注者は、別途発注者から委託を受けた機関が行う品質システム運用による効果等の調査に関し、協力するものとする。

3. ISO9001活用の申請

受注者は、ISO9001活用を希望する場合、工事請負契約締結の日から14日以内に以下の書類により申請し承認を得ることとする。

ただし、④及び⑤に掲げる書類については、②に掲げる書類によってその内容が確認できる場合は、提出を要しない。

- ①申請書（入札説明書参照）

- ②ISO9001の認証の取得に係る登録証の写し

- ③ISO9001の審査に係る次の書類

- (a) 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し

- (b) (a)の審査に係る合否判定結果の写し

- ④当該工事を担当する内部組織が、ISO9001の認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類

- ⑤ISO9001認証の範囲が、当該工事の内容に一致していることを示す書類

- ⑥受注者が申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前々年度及びその前年度）に成績評定を受けた地方整備局の所掌する工事（港湾空港関係及び営繕工事を除く）の全ての工事成績評定通知書の写し

- ⑦上記⑥の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に地方整備局の所掌する工事（港湾空港関係及び営繕工事を除く）の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し

4. 受発注者間の協議

この取扱いの承認を受けた受注者は、工事着手前に活用する工種等について監督職員と協議するものとする。工事着手後においても、定めた条件に変更があった場合その他の確認が必要な場合には、適宜監督職員と協議するものとする。

5. 当該工事品質計画書の提出

受注者は、品質システム文書(マニュアル、手順書、品質計画書等)のうち、当該工事品質計画書を工事着手前までに監督職員に提出するものとする。この場合、当該工事施工計画書及び品質計画書は統合して作成することができる。

また、両者をそれぞれ作成する場合において、その記載内容に重複が生じる場合は、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載して作成することができる。また、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合で、かつ組織ごとに別々に認証取得している場合には、組織ごとに当該工事品質計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合は、当該工事品質計画書において各組織相互の関係を明確に記載するものとする。特に各組織に分担された工事の進め方等について記載するものとする。

6. ISO9001活用による監督業務等

(1) 当該工事で行うISO9001活用による監督業務等については次のとおりとする。

①「指定材料の確認」

指定された材料の品質・規格等の試験、立会又は確認については、受注者が作成した検査記録を監督職員の確認(以下「検査記録の確認」という。)を受けることにより、代えることができる。

②「工事施工の立会」

工事施工の立会については、検査記録の確認を受けることにより、代えることができる。

③「段階確認」

受注者は、下表に示す工種のうち、当該工事で該当する工種の確認時期において、段階確認を受けなければならない。ただし、重点監督の対象工種については、共通仕様書第3編1-1-4の表3-1-1段階確認一覧表に示す確認時期において段階確認を受けなければならない。

また、受注者は監督職員の承諾を得た上で、当該工事の一部の工種についてISO9001活用による監督業務等の取り扱いを行わないことができる。その場合、共通仕様書第3編1-1-4の表1-1段階確認一覧表に示す確認時期において段階確認を受けなければならない。

(2) 検査記録の確認

受注者は、監督職員から検査記録の確認を求められた場合、必要な書類を提示するものとする。

(3) 工事施工状況の把握

受注者は、監督職員が工事の適切な施工の確保及び検査記録の作成のために適宜任意の臨場にて行う工事施工状況の把握に関し、検査書類の提示等について協力するものとする。

(4) 受注者は、監督職員が適切な時期に行う品質マネジメントシステムの運用状況を把握する

ための調査に関し、以下の書類を提出するものとする。

①工事着手前並びに品質計画書及び施工計画書の内容の変更時品質計画が記載された品質計画書又は施工計画書を提出する。

②工事施工中

適宜品質記録から、次の事項を抽出して提出する。これらのうちに不適合に関する記録があれば、不適合品管理記録及び是正処置記録の内容についても提出する。

(a) 品質記録

(イ) 検査記録（段階確認に関する検査、出来形及び品質管理のための検査並に写真管理の状況の検査）

(ロ) トレーサビリティの記録

(ハ) 検査及び試験装置の管理記録

(b) 内部監査の実施記録

種別	細別	確認時期
河川・海岸・砂防土工（掘削工）、道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時
矢板工（仮設を除く）	鋼矢板【試験矢板】 鋼管矢板【試験矢板】	打込時 打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭【試験杭】 鋼管杭【試験杭】 H鋼杭【試験杭】	打込時 打込完了時（打込杭） 掘削完了時（中掘杭） 施工完了時（中掘杭）
場所打杭工	リバー杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口徑杭	掘削完了時（試験杭） 鉄筋組立て完了時 施工完了時（試験杭）
深礎工		土（岩）質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		本体設置前 （オープンケーソン） 掘削完了時 （ニューマチックケーソン） 土（岩）質の変化した時 鉄筋組立て完了時
鋼管井筒基礎工	【試験杭】	打込時 打込完了時
置換工（重量構造物）		掘削完了時
築堤・護岸工		法線設置完了時

砂防ダム		法線設置完了時
重要構造物 函渠工（樋門・樋管含む）、躯体工（橋台）、RC躯体工（橋脚）、橋脚フーチング工、RC擁壁、砂防ダム、堰本体工、排水機場本体工、水門工、共同溝本体工		土（岩）質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時
床版工		鉄筋組立て完了時
ポストテンションT（I）桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		PC鋼線・鉄筋組立完了時 （工場製作除く）
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時
ダム工	各工事ごと別途定める	

7. 内部監査の実施

受注者は、当該工事において、以下に定める事項に基づき内部監査を実施するものとする。

(1) 内部監査員の資格基準

内部監査における監査チームのリーダーは、以下の①～④のすべての要件を満足し、かつ当該工事に直接携わる者以外の独立した者とする。

- ① 10年以上の現場経験を有する。
- ② 以下の資格の少なくとも1つ以上を有する。
 - (a) 技術士
 - (b) 1級土木施工管理技士
 - (c) 1級造園施工管理技士
 - (d) 1級建築士
 - (e) 1級建築施工管理技士

- (f) 建築設備士
 - (g) 1種電気主任技術者
 - (h) 1級管工事施工管理技士
 - (i) 1級電気工事施工管理技士
 - (j) 1級建設機械施工技士
- ③ 以下のいずれかの内部監査研修を終了している。
- (a) J A B（財団法人日本適合性認証協会）の認定を受けている審査員
研修機関が実施する内部監査員養成セミナー（研修）
 - (b) 以下の要件のいずれかを満たすことでイと同等と認められる受注者等の講師による社内研修
 - (i) 当該研修の講師が J A B（財団法人日本適合性認証協会）の認定を受けている審査員研修機関が実施する 審査員研修を修了している。
 - (ii) 当該研修の講師が(i)の研修を受け、その後内部監査チームのリーダー経験がある。
- ④ ③の研修終了後、現場の作業所を対象に内部監査チームのリーダーを経験している。

(2) 実施時期

内部監査は、施工途中及び工事完了前に実施する。なお、施工途中においては、6ヶ月を超えない間隔で実施する。なお、当該工事品質計画書又は施工計画書に、当該工事で実際に内部監査を行う監査チームリーダーの氏名、経歴、経験及び具体的な監査実施時期を記載するものとする。

8. 検査・測定及び試験の担当者と承認者の明確化

受注者は、当該工事品質計画書、又は施工計画書に、設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の実施担当者及び承認者を定め、記載するものとする。

9. 検査・測定装置及び試験装置の管理

受注者は、当該工事において管理する監視機器及び測定機器の管理者を定めて、校正、使用前点検等を実施し適切に管理するものとする。

また、監視機器及び測定機器の管理の記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、受注者はこれに従うものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書又は施工計画書に、監視機器及び測定機器の名称、管理担当者、承認者及び管理方法を記載するものとする。

対象となる監視機器及び測定機器は、監視・測定にあたって対象物の挙動が目視では確認できず、監視機器及び測定機器の計器表示のみで管理する機器とする。

10. 品質記録

受注者は、当該工事において作成した品質記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、これに従わなければならない。

11. 検査時の提出書類

受注者の検査記録の確認に置き換えたものに関して、検査時に提出する品質管理及び出来形管理に関する書類については、必要項目が網羅され、監督職員の承諾が得られた場合には、指定様式によらず受注者の検査記録の様式により提出することができる。